

## Client Alert

15 February 2024

### 本アラートに関する お問い合わせ先



井上 朗  
パートナー  
03 6271 9463  
[akira.inoue@  
bakermckenzie.com](mailto:akira.inoue@bakermckenzie.com)



長橋 宏明  
カウンセラー  
03 6271 9533  
[hiroaki.nagahashi@  
bakermckenzie.com](mailto:hiroaki.nagahashi@bakermckenzie.com)



佃 浩介  
アソシエイト  
03 6271 9510  
[kosuke.tsukuda@  
bakermckenzie.com](mailto:kosuke.tsukuda@bakermckenzie.com)

## 米国司法省と欧州委員会がカルテル摘発に向けた積極的な情報提供を求める共同声明を発表

2024年1月、米国司法省（DOJ）反トラスト局の刑事執行担当司法次官補である Manish Kumar 氏とブリュッセルの欧州委員会カルテル執行部のディレクターである Maria Jaspers 氏が、国際カルテルの摘発、訴追、防止に向けた共同の取組について、共同声明を発表した<sup>1</sup>。今回の声明は、特に、国際カルテルの摘発のために積極的な情報提供を呼びかけるような内容となっており、両当局による国際カルテルの摘発を再び活発化させる可能性があるため、十分留意を要する。以下、本声明の概要を紹介する。

### 1. 国際カルテルの摘発推進を確認

両当局は、カルテルの摘発という共通の目標を改めて確認し、国際カルテルを摘発し、処罰し、防止するため、他の法域とも緊密に協力することを宣言している。また、両当局は、長年様々な分野のカルテル行為者に重い制裁を課してきており、これは両当局の中核的な使命であって、今後も優先的に取り組んでいく旨述べている。

### 2. 匿名による情報提供について

本声明では、当局が保有するカルテル摘発のための様々なツールの中でも、特に情報提供者との協力が焦点が当てられている。カルテルは秘密裏に行われることが多いため、情報提供者は、両当局に違反行為の存在を検知させ、調査を開始するための情報を収集する上で決定的に重要な役割を果たすものと位置付けられている。

また、各法域の法令に基づき最大限情報提供者を保護するための措置をとっているとし、情報提供者が安全に、両当局に対して情報提供を実施できる環境にあることを強調している。例えば、情報提供者の身元や情報は裁判所の命令や本人の同意がない中で開示されることはなく、また、両当局にすら身元を明かしたくない情報提供者のために、匿名通報制度が整備されていることが紹介されている。

本声明では、両当局の各チームへの連絡方法など、詳しい情報にアクセスするためのウェブサイト<sup>2 3</sup>が紹介されている。

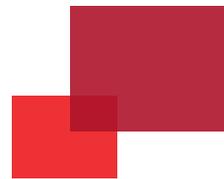
### 3. 従前の当局間協力の実績を確認

本声明は、両当局がこれまで長年にわたり、リニエンシーを端緒として発覚した国際カルテル事案の調査において協力して成功を収めてきたとし、今後も継続して取り組むと表明している。加えて本声明は、こうした調査協力の範囲は近年拡大傾向にあり、リニエンシー制度の枠組外においても、相互に保有する情報を共有、補完し合い、必要に応じ並行して調査活動を実施することも明らかにした。最後に、本声明は、カルテルを処罰する必要性を強調するとともに、カルテルや

<sup>1</sup> [U.S. DOJ and the European Commission Issue Joint Message | Cartels and Informants \(youtube.com\)](https://www.justice.gov/atr/report-violations)

<sup>2</sup> <https://www.justice.gov/atr/report-violations>

<sup>3</sup> [https://competition-policy.ec.europa.eu/index/whistleblower\\_en](https://competition-policy.ec.europa.eu/index/whistleblower_en)



その疑いに関する情報を有する者に対し、改めて情報提供を呼び掛けることで締めくくられている。

国際カルテルの摘発は、ここ数年極めて低調な状態であった。しかしながら、昨年、欧州委員会及び加盟国競争当局の立入検査はコロナ後最多に上るなど、執行の活発さが目立ってきている。教育・研修の徹底を含めた反トラスト法・競争法のコンプライアンスに注力をする必要があるといえよう。